

松山税務署での確定申告相談

- ▶ 期間 所得税など 2月17日(月)～3月16日(月)
消費税・地方消費税 ～3月31日(火)
- ※ (土)・(日)・(祝)を除きますが2月24日(月)・(祝)、3月1日(日)は実施します。
- ▶ 時間 9時～17時(受け付け 8時30分～16時)
- ▶ 場所 松山税務署(松山市若草町4番地3)
- ▶ 内容 上記「期間」にある税金の申告書類などの作成
- ▶ 持参品 下記「申告に必要なもの」

さらに便利で使いやすくe-Tax

自宅や事務所から申告や納税ができるサービスです。国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成したデータを取り込み、税務署に送信することができます。詳しくはe-Taxのホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)を確認を。

確認しよう /



3 申告に必要なもの

- ▶ 認め印(朱肉を使うもの)
- ▶ 税務署からのお知らせはがき(送付されている人だけ)
- ▶ 給与や年金の令和元年分の源泉徴収票
- ▶ 営業、農業、不動産所得がある人は、収支内訳書
※ 収入、経費を必ず集計してきてください。
- ▶ 社会保険料、生命保険料、地震保険料などの控除を受ける人は、領収書や支払(控除)証明書
- ▶ 医療費控除(セルフメディケーション税制を含む)を受ける人は、明細書が必要です。詳しくは右記「医療費控除を受ける人へ」をご覧ください。
- ▶ 本人名義の金融機関・口座番号が分かるもの
※ 所得税などが還付される場合に必要です。
- ▶ 申告者・扶養親族のマイナンバーが確認できるもの(通知カードなど)
- ▶ 申告者の身元確認ができるもの(運転免許証など)

営業、農業、 不動産所得がある人へ 収支内訳書を準備してください

▶ 申告に必要なもの

- 「収支内訳書」
- ※ 収支内訳書は、町ホームページからダウンロードするか1階総合案内にあります。あらかじめ収入、経費の集計をお願いします。

医療費控除を受ける人へ

明細書を準備してください

▶ 申告に必要なもの

- 「医療費控除の明細書」か「セルフメディケーション税制の明細書」
- ※ 明細書は、町ホームページからダウンロードするか1階総合案内にあります。あらかじめ控除額の集計をお願いします。
- ※ 令和元年分までの申告は、領収書での申告もできます。領収書は、明細内容確認のため5年間保存してください。
- ※ 医療費控除とセルフメディケーション控除は、同時に受けられません。
- ※ 健康保険組合などが発行する医療費通知(原本)の添付で、上記明細書は省略できます。

税の申告をしよう

2月17日(月)～3月16日(月)

問 町県民税について
税務課町民税係 ☎ 985-4110
FAX 985-4148
所得税について
松山税務署 ☎ 941-9121

1 申告はお早めに

町民税・県民税の申告が必要な人

- ▶ 所得税などの確定申告をしていない人で、2年1月1日現在、町内に住所があり、前年中に給与か公的年金以外の収入(営業、農業、不動産、パート、一時金、個人年金など)があった人
- ▶ 収入がなく、扶養されていない人が町外の親族に扶養されている人

確定申告が必要な人

- ▶ 営業、農業、不動産などの収入がある人、土地や建物を買った人などで、所得合計額が基礎控除、扶養控除などの所得控除の合計額を超える人
- ▶ 給与や退職所得以外の所得の合計が20万円を超える人
- ▶ 給与を2カ所以上の事業所からもらっている人

- ▶ 年金の収入金額が400万円を超える人が年金以外の所得が20万円を超える人
- ▶ 給与収入が2千万円を超える人

申告の必要がなくても…

- 追加する各種所得控除のある人は、申告をすると町県民税が減額される場合があります。
- また、次のような人は、申告をすると源泉徴収された所得税などが還付される場合があります。
- ▶ 住宅借入金等特別控除の適用を受ける人
- ▶ 年末調整を受けていない人
- ▶ 医療費控除や寄附金控除を受ける人 など
- ※ 還付申告は、給与や退職所得以外の所得の合計が20万円以下でも、これを含めた申告が必要です。

2 申告日程・会場

役場申告会場

- ▶ 日時 2月17日(月)～3月16日(月) (土)・(日)・(祝)は除く
9時～11時30分、13時～16時
- ▶ 場所 役場2階大会議室

- ※ 役場正面玄関は7時30分に開きます。
- ※ 混雑状況によっては午前中に受け付けをしても、申告相談の開始が13時以降になることがあります。あらかじめご了承ください。

▶ 次の申告は税務署でしてください

- ・分離課税の土地建物等や株式等に係る譲渡所得など
- ・分離課税の適用を受ける上場株式などに係る配当所得
- ・分離課税の先物取引に係る雑所得など
- ・分離課税の山林所得・退職所得
- ・青色申告
- ・雑損控除申告
- ・亡くなった人の申告(準確定申告)

出張申告会場(各地区の公民館・集会所)

期間	9時～11時30分	13時～16時
2/26 (水)	大溝	徳丸
27 (木)	永田	中川原
28 (金)	横田	神崎
3/2 (月)	東古泉	出作
3 (火)	北川原	鶴吉
4 (水)	恵久美	大間
5 (木)	塩屋	上高柳
6 (金)	南黒田	昌農内
9 (月)	新立	西高柳
10 (火)	本村	西古泉
11 (水)	宗意原	北黒田
12 (木)	筒井	—

- ※ 各申告会場で、マイナンバーカードの出張申請サポートを行います。詳しくは、14ページをご覧ください。